別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率					等
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.7433	0.5866	0.5657	0.1676	0.3771	0.1676
同上0.10以上0.20未満のもの	0.7433	0.5866	0.7333	0.1509	0.6411	0.1412
同上0.20以上0.30未満のもの	1.0778	0.5197	1.0475	0.0880	0.9050	0.0884
同上0.30以上0.40未満のもの	1.4866	0.3970	1.5713	−0.0691	1.3953	−0.0587
同上0.40以上0.50未満のもの	2.7874	−0.1233	2.5978	−0.4797	2.2626	−0.4056
同上0.50以上0.60未満のもの	3.9024	−0.6808	3.7291	−1.0454	3.2808	−0.9147
同上0.60以上0.70未満のもの	5.4261	−1.5951	5.8660	−2.3276	5.1956	−2.0636
同上0.70以上0.80未満のもの	6.8756	−2.6097	8.1705	−3.9408	7.8772	−3.9407
同上0.80以上0.90未満のもの	7.2472	−2.9071	8.1705	−3.9408	7.8772	−3.9407
同上0.90以上1.00未満のもの	7.2472	−2.9070	8.1705	−3.9408	7.9610	−4.0161
同上1.00以上のもの	7.2472	−2.9070	8.1705	−3.9409	7.9610	−4.0162

別表第二

市町村の補正指数に係る率等（第１条関係）

補正指数区分	率					等
	指定都市		中核市・施行時特例市		その他	
	A	B	A	B	A	B
補正指数が0.10未満のもの	0.9244	0.6471	0.6240	0.1849	0.4160	0.1849
同上0.10以上0.20未満のもの	0.9244	0.6471	0.8088	0.1664	0.7072	0.1558
同上0.20以上0.30未満のもの	1.3404	0.5639	1.1555	0.0970	0.9983	0.0975
同上0.30以上0.40未満のもの	1.8488	0.4114	1.7332	−0.0763	1.5391	−0.0647
同上0.40以上0.50未満のもの	3.4665	−0.2357	2.8656	−0.5292	2.4959	−0.4473
同上0.50以上0.60未満のもの	4.8531	−0.9289	4.1135	−1.1532	3.6190	−1.0089
同上0.60以上0.70未満のもの	6.7481	−2.0659	6.4708	−2.5676	5.7312	−2.2762
同上0.70以上0.80未満のもの	8.5506	−3.3277	9.0128	−4.3470	8.6893	−4.3468
同上0.80以上0.90未満のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3471	8.6893	−4.3468
同上0.90以上1.00未満のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3470	8.7817	−4.4300
同上1.00以上のもの	9.0128	−3.6974	9.0128	−4.3470	8.7817	−4.4300

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第五十五号

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号）の施行に伴い、及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成二十九年法律第四十号）第二十五条の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月二十五日

総務大臣　高市　早苗

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正前	改正後
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の地方公共団体等を定める省令
（定義） **第一条**　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一　情報通信業　情報サービス業、インターネット附随サービス業及び映像・音声・文字情報制作業をいう。	［削る］